

## 東京湾沿岸海岸保全基本計画（内湾）に係る検討会設置要綱（案）

### （名称）

第1条 本会の名称は、「東京湾沿岸海岸保全基本計画（内湾）に係る検討会（以下「検討会」という。）」とする。

### （目的）

第2条 検討会は、東京湾沿岸のうち内湾（富津岬から北側）を対象に、防護・環境・利用の調和のとれた海岸の保全に関する基本的な事項と海岸保全施設の整備に関する事項を定める海岸保全基本計画について、必要な指導・助言を行うことを目的とする。

2 検討会は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づく附属機関の性質を有しない。

### （組織）

第3条 検討会の構成は別表1のとおりとし、委員は知事が依頼するものとする。

2 検討会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により定めるものとする。

3 委員長は検討会を代表し会務を総括する。

4 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその職務を代理する。

### （公開）

第4条 検討会の会議、検討会資料、議事内容については、原則公開とする。

2 検討会の事務局は、公開する情報について関係住民等が閲覧できるよう必要な措置を講ずるものとする。

### （技術検討会）

第5条 検討会を開催するにあたり、必要に応じて、技術的事項を検討するため、技術検討会を開催することができる。

2 技術検討会の構成は別表2のとおりとし、本会の運営は第3条に準ずる。

### （事務局）

第6条 検討会の事務局は、千葉県県土整備部港湾課に置く。

2 事務局は、検討会の庶務を行う。

### （検討会の開催）

第7条 検討会は、必要に応じて知事が招集する。

2 委員は、検討会を欠席する場合、代理の者を出席させることができることとし、その代理の出席をもって当該委員とみなす。

3 検討会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見を聞く

ことができる。

(検討会設置期間)

第8条 検討会の設置期間は、令和6年3月31日までとする。ただし、知事が必要と認める場合は、設置後5年間を超えない範囲で延長することができるものとする。

(補則)

第9条 この要領に定めるものの他、検討会の運営に関して必要な事項は、知事が定める。

附 則

この要綱は、令和4年 月 日から施行する。

別表1

委員の構成及び定数

構 成	定 数
1 学識経験者	3名以内
2 漁業・観光関係者	4名以内
3 沿岸市町長	10名以内

別表2

委員の構成及び定数

構 成	定 数
1 学識経験者	2名以内
2 庁内関係課	5名以内

## 東京湾沿岸海岸保全基本計画（内房）に係る検討会設置要綱（案）

### （名称）

第1条 本会の名称は、「東京湾沿岸海岸保全基本計画（内房）に係る検討会（以下「検討会」という。）」とする。

### （目的）

第2条 検討会は、東京湾沿岸のうち内房（富津岬から南側）を対象に、防護・環境・利用の調和のとれた海岸の保全に関する基本的な事項と海岸保全施設の整備に関する事項を定める海岸保全基本計画について、必要な指導・助言を行うことを目的とする。

2 検討会は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づく附属機関の性質を有しない。

### （組織）

第3条 検討会の構成は別表1のとおりとし、委員は知事が依頼するものとする。

2 検討会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により定めるものとする。

3 委員長は検討会を代表し会務を総括する。

4 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその職務を代理する。

### （公開）

第4条 検討会の会議、検討会資料、議事内容については、原則公開とする。

2 検討会の事務局は、公開する情報について関係住民等が閲覧できるよう必要な措置を講ずるものとする。

### （技術検討会）

第5条 検討会を開催するにあたり、必要に応じて、技術的事項を検討するため、技術検討会を開催することができる。

2 技術検討会の構成は別表2のとおりとし、本会の運営は第3条に準ずる。

### （事務局）

第6条 検討会の事務局は、千葉県県土整備部港湾課に置く。

2 事務局は、検討会の庶務を行う。

### （検討会の開催）

第7条 検討会は、必要に応じて知事が招集する。

2 委員は、検討会を欠席する場合、代理の者を出席させることができることとし、その代理の出席をもって当該委員とみなす。

3 検討会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見を聞く

ことができる。

(検討会設置期間)

第8条 検討会の設置期間は、令和6年3月31日までとする。ただし、知事が必要と認める場合は、設置後5年間を超えない範囲で延長することができるものとする。

(補則)

第9条 この要領に定めるものの他、検討会の運営に関して必要な事項は、知事が定める。

附 則

この要綱は、令和4年 月 日から施行する。

別表1

委員の構成及び定数

構 成	定 数
1 学識経験者	3名以内
2 漁業・観光関係者	3名以内
3 沿岸市町長	4名以内

別表2

委員の構成及び定数

構 成	定 数
1 学識経験者	2名以内
2 庁内関係課	5名以内

## 東京湾沿岸海岸保全基本計画(内湾・内房)に係る検討会 名簿(案)

	委員数	氏名	所属・役職	選定理由	内湾	内房
委員	学識者 3名	磯部 雅彦	高知工科大学 学長	学識経験者	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
		近藤 健雄	日本大学 名誉教授	"	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
		東 恵子	東海大学 名誉教授	"	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
	漁業 地元企業 海岸利用 関係者 観光関係 者 6名	佐久間 國治	千葉県漁業協同組合連合会 副会長	漁業関係者	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
		小原 智	船橋商工会議所 副会頭	地元商工関係者	<input type="radio"/>	
		永井 肇	千葉商工会議所 副会頭	"	<input type="radio"/>	
		元吉 和江	木更津小型船安全協議会 副会長	海洋利用者 地方港湾審議会委員	<input type="radio"/>	
		鈴木 裕士	富津市観光協会 副会長	観光関係者		<input type="radio"/>
		上條 長永	館山市観光協会 会長	"		<input type="radio"/>
	首長 13名	内田 悅嗣	浦安市長	関係市町長	<input type="radio"/>	
		田中 甲	市川市長	"	<input type="radio"/>	
		松戸 徹	船橋市長	"	<input type="radio"/>	
		宮本 泰介	習志野市長	"	<input type="radio"/>	
		神谷 俊一	千葉市長	"	<input type="radio"/>	
		小出 譲治	市原市長	"	<input type="radio"/>	
		粕谷 智浩	袖ヶ浦市長	"	<input type="radio"/>	
		渡辺 芳邦	木更津市長	"	<input type="radio"/>	
		石井 宏子	君津市長	"	<input type="radio"/>	
		高橋 恭市	富津市長	"	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
		白石 治和	鋸南町長	"		<input type="radio"/>
		石井 裕	南房総市長	"		<input type="radio"/>
		金丸 謙一	館山市長	"		<input type="radio"/>

## 技術検討会 名簿(案)

	委員数	氏名	所属・役職	選定理由	内湾	内房
委員長	学識者 2名	磯部 雅彦	高知工科大学 学長	学識経験者	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
		近藤 健雄	日本大学 名誉教授	〃	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
委員	海岸管理 者(庁内) 5名		県土整備部 港湾課	海岸管理者	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
			県土整備部 河川整備課	〃	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
			県土整備部 河川環境課	〃	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
			農林水産部 漁港課	〃	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
			農林水産部 耕地課	〃	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>